

ビクトリア領事出張サービスに関する旅券の新規発給申請について（2017年3月11日〔土〕）

1. 旅券の新規発給(更新)の受領を希望される方は、事前に当館領事窓口で申請するか、2017年2月28日(火)までに郵送で申請する必要があります。なお、郵便による申請には、在留届が提出されていることが条件になります。また、申請書類が上記期限までに当館へ届かなかった場合は、出張サービス時に旅券を受領することができません。

(1) 記入済みの申請書 (注意：折り曲げないようにしてください)〔注1〕

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>

(2) 旅券受領日指定書 (申請者署名済みのもの)〔注2〕

http://www.vancouver.ca.emb-japan.go.jp/documents/passport_j/passport_pickup_date.pdf

(3) 写真1枚 (縦45mm x 横35mm, 無背景・無帽で頭から顎までが約34mmで、許容範囲は±2mm)

※複数枚同封された場合は余りをお返し致しません。

(4) 現在お持ちの旅券のコピー (写真のあるページ欄。記載事項変更のある場合は、当該ページもコピーして下さい。)

(5) カナダ滞在資格を示す資料のコピー (Work Permit, Study Permit 等、永住者はPRカード)

(6) 発行後6ヶ月以内の戸籍謄(抄)本：(イ)初めて旅券を申請する場合、(ロ)3月10日以前に現有旅券が失効する場合、(ハ)現有旅券が出張当日以降も有効であるが氏名や本籍地に変更が生じている場合。〔注3〕

(7) 現有旅券から戸籍上の氏名が変更になっている方で、当該氏名を非ヘボン式ローマ字表記で希望する場合や国際結婚等で新たに別名併記を希望される場合は、当該外国語氏名綴りの疎明資料 (婚姻証明書、出生証明書等写)

(8) 在留届又は変更届 (未提出の方のみ)：用紙は当館ホームページよりダウンロード可

(http://www.vancouver.ca.emb-japan.go.jp/jp/consular_j/consular_services/resident_j.htm)

〔注1〕申請者が未成年の場合は、親権者双方による同意の上、旅券申請を受付けており、双方の同意がない場合は申請を受付けることが出来ません。また、法定代理人が日本にいる場合は、旅券申請の同意書 (形式任意。当館ホームページよりダウンロード可) を提出いただきます。

〔注2〕新旅券は領事出張サービス当日 (3月11日〔土〕) 以外の日に受領することができません。同日に受領できなかった場合は、後日、新たに申請していただく必要が生じますので、くれぐれもご注意願います。また、受領には現有旅券を必ず持参ください。現有旅券がない場合は受領できません。

〔注3〕申請書に記入された本籍地表記が正確でない場合には戸籍謄(抄)本の提出が必要となる場合があります。

〔注4〕申請書提出後、現在お持ちの旅券により出入国、一時帰国することになった場合は、必ず当館にご一報願います。

2. 手数料 (受領時に必ず現金で釣銭の無いようお支払い願います。セント硬貨はご利用いただけません。)

新規発給：10年有効旅券 \$ 165.00, 5年有効旅券 \$ 113.00 又は \$ 62.00 (12歳未満)

記載事項変更旅券：\$ 62.00 (氏名や本籍地に変更があった場合で、現有旅券と同じ有効期間で作成)

3. 郵送先： 在バンクーバー日本国総領事館 領事班 旅券係

#900-1177 West Hastings St. Vancouver, B.C., V6E 2K9 電話：(604) 684-5868 内線 378